

国民年金保険料の免除制度について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに保険料の納付義務を免除する免除制度(負担能力に応じ多段階)が設けられている。(申請免除)

※ 免除基準については、P8参照

- 申請免除としたのは、

- ・ 原則としてすべての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととするとともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること
- ・ また、将来の給付に影響することを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があること

を考慮したもの。

- なお、次のような事由に該当する者は、申請手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除される。(法定免除)

- ① 障害年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助等を受けている者等

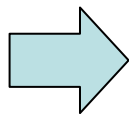
《これまでの年金部会の意見と見直し内容》

- 被保険者からの申請に基づく申請免除の仕組みそのものの見直しについては、特段の意見は出されていない。
- なお、着実な収納体制の確立に取り組むという観点から、次のような意見及び見直しが行われている。

(平成11年)

＜『国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見』(平成10年10月9日年金審議会)＞

国民年金の保険料については、無業者など保険料の負担が困難な人のために保険料免除制度が設けられているが、免除基準が複雑であり、分かりにくいと指摘されていることから、現在の免除基準を見直すとともに、的確な事務処理を行う必要がある。加えて、保険料を今後更に引き上げていかざるを得ない中、被保険者の負担能力に配慮して保険料の一部を免除する制度の導入について検討すべきである。

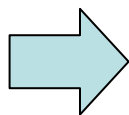


国民年金の保険料について、それまでの全額免除に加えて、2分の1を免除する半額免除制度を導入。

(平成16年)

<『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)>

現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。

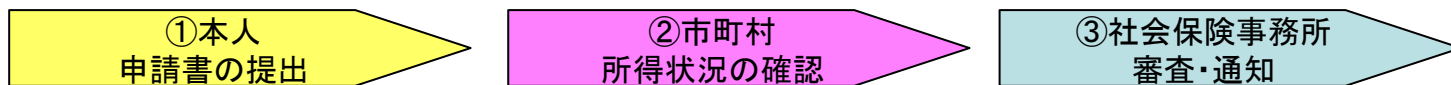


国民年金の保険料について、全額免除、半額免除に加えて、さらに4分の1免除、4分の3免除の仕組みを導入。

《申請免除の仕組み》

【被保険者からのアプローチ】

- ①申請者は、希望免除区分を記入の上、申請書を市町村窓口へ提出する。②市町村で申請者等の所得状況を記載し、社会保険事務所に送付する。③社会保険事務所において審査の上、免除の決定がなされる。



- ※1 希望区分に記入のない場合、全額免除、若年者納付猶予、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の順に審査される。
- ※2 翌年度以降も継続して免除を希望する場合、希望により申請を省略することも可能。

【行政からのアプローチ】

1. 免除申請をしていない者への勧奨

- 未納期間が1ヶ月以上ある第1号被保険者の所得情報について市町村から提供を受け、このうち免除基準に該当する者について、申請がないものについて免除制度の周知及び勧奨を実施。(免除勧奨件数 平成18年度実績 約186万件)
- 勧奨状を発送してもなお納付も免除申請も行っていない者について、さらに戸別訪問や、電話により免除制度の周知を行っている。

2. 免除の継続希望者に対する取組み

- 申請による全額免除対象者、若年者納付猶予対象者については、翌年度以降も継続して免除を希望する場合には、その者の同意を得た上で、翌年度以降においても市町村から社会保険事務所が所得情報の提供を受け、本人からの申請を待つことなく、免除の審査を行う事としている。(平成18年7月より実施)

【免除に係る現在の状況】

- 第1号被保険者数2,091万人のうち、申請全額免除者は207万人、申請3/4免除者は26万人、申請半額免除者は21万人、申請1/4免除者は8万人となっている(平成18年度末現在)。

《各方面からの主な提案内容》

- 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

※ 社会保障国民会議雇用・年金分科会 中間報告取りまとめにも指摘あり。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- まずは、免除対象者への勧奨の徹底と一部免除対象者への納付勧奨により、現行制度の中での未納・未加入対策を徹底し、将来の無年金・低年金者の減少を図ることが重要ではないか。
- 職権で免除を行う場合、個々の被保険者が免除要件に該当するか否かを確認する必要が生じる。このため、全国民年金第1号被保険者(約2,100万人)の所得を審査する必要が生じるが、このような網羅的な所得審査の仕組みが現実に構築可能か。

※ 現在の仕組みについては、P6、7参照

- 現に、所得がなくても、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。
- 世帯所得が低くなるにしたがって申請免除者の割合は増加するが、「所得なし」でも4割程度は保険料を納付している(平成17年国民年金被保険者実態調査)という実態をどう評価するか。

市町村から提供される所得情報に関する現行制度について

- 国民年金第1号被保険者(約2,100万人)のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供される(平成18年の所得情報の取得状況:累計579万件(平成19年9月末現在))。
- この市町村から提供される情報は、市町村が住民税の課税のために有している所得情報*(前年の所得)であり、給与所得、事業所得などの内訳は分からず、総所得(各種所得の合計額)の形で提供される。

* 当該税情報については、給与所得は必要経費として収入に応じた一定率を一律控除されている一方、事業所得は自営業者等の申告に基づく必要経費が控除されていることなどから、政府税調において、一般の給与者にとって、税負担の「不公平感」が根強く存在することが指摘されている。

(参考)

『個人所得課税に関する論点整理』(平成17年6月21日 税制調査会 基礎問題小委員会)

2. 所得の種類と税負担のあり方

(1) 所得区分

[3] 事業所得

イ)(略)事業所得に係る必要経費についてみれば、その範囲が必ずしも明確ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費について混入を防止する制度的担保が存在しない。そうした中、一般の給与所得者にとって、日常生活において目にする事業所得者の行動に納得し難い思いを抱くこともあり、税負担の不公平感が醸成されている。

○ なお、所得情報の提供状況、制度の活用状況については、以下のとおり。

【①提供状況(平成19年9月末現在)】

| | | |
|---------------|-------|--------------|
| 提供市町村数(予定を含む) | | 1,810(99.1%) |
| 提供方法 | 磁気媒体 | 1,528(84.4%) |
| | 紙又は閲覧 | 282(15.6%) |

【②活用状況(平成18年度末現在)】

| | | |
|-----------|------------|-------|
| 強制徴収の実施状況 | 最終催告状の送付件数 | 31万件 |
| | 督促状の発行件数 | 12万件 |
| | 差押件数 | 1万件 |
| 免除勧奨の実施状況 | 全額申請免除 | 186万件 |
| | 学生納付特例 | 176万件 |
| | 若年者納付猶予 | 42万件 |

免除の対象となる所得(収入)の目安

※()内は給与所得者の年収ベース。

| 世帯構成 | 平成20年度の所得基準 | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 全額免除 若年者納付猶予 | 4分の3免除 | 半額免除 学生納付特例制度 | 4分の1免除 |
| 4人世帯(夫婦・子2人) (子はいずれも16歳未満) | 162万円 (257万円) | 230万円 (354万円) | 282万円 (420万円) | 335万円 (486万円) |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 92万円 (157万円) | 142万円 (229万円) | 195万円 (304万円) | 247万円 (376万円) |
| 単身世帯 | 57万円 (122万円) | 93万円 (158万円) | 141万円 (227万円) | 189万円 (296万円) |

- ※ 多段階免除制度は、本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要。
 (若年者納付猶予制度は本人と配偶者が、学生納付特例制度は本人が免除基準に該当していることが必要。)
- ※ 4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ所得(収入)がある世帯の場合。
- ※ 社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるためこの表は目安となる。

国民年金保険料免除等該当者数

(年度末現在、単位:万人)

| | 第1号被 保険者 (任意加 入含む) | 第1号被保険者数 | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|-----------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------------|----|
| | | 法定 免除者 | 申請免除者 | | | | 学生納付 特例者 | 若年者 納付猶予 者 | |
| | | | 申請 全額 免除者 | 申請 3/4 免除者 | 申請 半額 免除者 | 申請 1/4 免除者 | | | |
| 平成13年度 | 2,207 | 2,177 | 99 | 277 | | | | 148 | |
| 平成14年度 | 2,237 | 2,206 | 103 | 144 | | 34 | | 154 | |
| 平成15年度 | 2,240 | 2,208 | 106 | 165 | | 38 | | 168 | |
| 平成16年度 | 2,217 | 2,183 | 109 | 176 | | 41 | | 173 | |
| 平成17年度 | 2,190 | 2,158 | 113 | 216 | | 53 | | 176 | 34 |
| 平成18年度 | 2,123 | 2,091 | 114 | 207 | 26 | 21 | 8 | 170 | 37 |

資料出所: 社会保険庁 平成18年度の国民年金の加入・納付状況

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
 - 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
- (口座振替率)
- | 16年度末 | 17年度末 | 18年度末 |
|-------|-------|-------|
| 37% | 40% | 40% |
| 651万人 | 660万人 | 642万人 |
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
 - コンビニ納付の導入 (H16.2~)
- (利用状況)
- | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-------|-------|-------|
| 347万件 | 589万件 | 749万件 |
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
- (利用状況)
- | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|------|------|------|
| 7万件 | 14万件 | 24万件 |
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
 - 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状(手紙)

H17年度 3,418万件
H18年度 1,863万件

電話

H17年度 823万件
H18年度 545万件

戸別訪問(面談)

H17年度 1,774万件
H18年度 1,627万件

集合徴収(呼出)

H17年度 1,952万件
H18年度 1,143万件

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の適及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施 ⇨ 不公平感の解消と波及効果

| | 17年度 | 18年度 |
|-------|----------|----------|
| 最終催告状 | 172,440件 | 310,551件 |
| 納付等 | 43,459件 | 102,335件 |
| 財産差押え | 3,048件 | 11,910件 |

最終的に60万件実施可能な体制を構築

- ・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
- ・納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

質の向上
効率化

効率化により強制徴収へ委員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
 - 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
 - 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)
- (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置した事項

①低所得者に対する免除適用の徹底

- 国民年金保険料の全額免除対象となる所得金額(3人世帯で127万円)を下回る所得の者は、滞納者全体のうちの約28.9%。

(注) 現在滞納者となっている者の平均世帯人員数は3.0人である。

- また、一部免除の対象となる基準所得額(約300万円)を下回る所得の者は、滞納者全体の約32.0%(全額免除対象者を除く)。一部免除で負担が軽減されることにより、このうち半数の者が新たに納付者となると仮定した場合、全体としての影響は、16.0%となる。

- 以上により、免除適用の徹底が納付率に与える影響は、最大で+13.1%
(66.3%→79.4%)。

